

● 「生ごみ減量・水切り宣言」の実施について

札幌市では、燃やせるごみの約 47 パーセントを占める生ごみの減量に向けた、4 つの行動に取り組む「生ごみ減量・水切り宣言」を行った家庭、先着 1 万世帯に、「生ごみ水切り器」を配布します。

これは、市民の生ごみ減量への取り組みを積極的に支援する「生ごみ減量市民力推進事業」の一環として行われるもので、市内の 20 世帯以上の団体のほか、個人（世帯単位）の宣言も可能。「生ごみ水切り器」を使用することで、生ごみの約 10 パーセントを減量できると見込まれます。

1 「生ごみ減量・水切り宣言」の内容について

- (1) 食品を廃棄するような無駄な買い物はしません
- (2) 調理を工夫して調理くずや食べ残しを減らします
- (3) 生ごみの水切りに努めごみを減量します
- (4) 生ごみで堆肥（たいひ）を作り有効に活用します

2 団体で行う「宣言」について

- (1) 宣言書の提出方法
宣言書に団体名や代表者氏名などを記入の上、団体の名簿を添えてごみ減量推進課（〒060-8611 中央区北 1 条西 2 丁目 市本庁舎 12 階）に送付
- (2) 宣言書の入手方法
清掃事務所で配布するほか、環境事業部清掃ホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/seiso/>）からダウンロード可能
- (3) 団体の条件
20 世帯以上の市民（事業者を除く）で構成される団体・グループ等
- (4) 受付開始日
平成 22 年 5 月 17 日（月）※水切り器は 6 月以降に発送

3 個人（世帯単位）で行う「宣言」について

- (1) 宣言書の提出方法
下記の受付場所で配布する宣言書に氏名や住所などの必要事項を記入の上、その場で提出
- (2) 受付場所
 - ① リュースプラザ（厚別区厚別東 3 条 1 丁目 1-10 電話：375-1133）
 - ② リサイクルプラザ宮の沢（西区宮の沢 1 条 1 丁目 1-10 電話：671-4153）
- (3) 受付開始日
平成 22 年 5 月 30 日（日）※水切り器は宣言書と引換えに配布
- (4) その他
「環境広場さっぽろ 2010」などの環境イベント会場に臨時受付場所を設置

問い合わせ先

環境局環境事業部ごみ減量推進課 西内、森谷

電話：211-2928